令和７年度第２回東北ブロック居住支援連絡会議（2/25 開催）開催レポート

今年度２回目の「東北ブロック居住支援連絡会議」を、令和８年２月２５日に開催しました。第２回ではWEB 配信も行い、現地・WEB 合わせて約 70 名の方にご参加いただきました。今回は、国の各機関のほか、仙台市、今野不動産株式会社から情報提供いただくとともに、宮崎県日向市の居住支援協議会の取組について講演いただきました。以下、会議当日の内容を紹介します。

１．居住支援に関する情報提供

１）「東北ブロックにおける居住支援体制の整備に向けて」

東北地方整備局から、住宅セーフティネット制度改正の背景や東北地方における住宅ストックの現状、また、防災・災害対応などの観点からの居住支援の意義について説明が行われました。

２）「令和７年度東北ブロック居住支援連絡会議【活動報告】」

東北厚生局から、地域包括ケアシステムにおける「住まい」の重要性や、地域包括支援センターが直面している高齢者の住まいに関する相談実態について報告がありました。

３）「再犯防止における住宅確保の必要性について」

東北矯正管区から、受刑者の約２割が犯罪時に住居不定であること、出所時に帰住先が確保できていないことから、再犯防止を進める上での住宅確保の重要性が説明されました。

４）「仙台市居住支援協議会の取り組み」

仙台市から、協議会設立の初年度に実施した取組について報告がありました。関係者交流会の開催による相互理解の促進、大家向けに各種制度や相談窓口を整理したガイドブック作成、個人情報の取扱や相談窓口設置に向けた検討が紹介されました。また、居住支援と連動した空き家の未然防止対策として、空家等管理活用支援法人指定の取組についても説明がありました。ガイドブックの作成や個人情報の取扱、居住支援法人と連携した空き家対策といった、実用的に感じる取組が紹介されました。

５）「様々な施策と多主体連携で進める居住支援の実装
残置物の処理等に関するモデル契約条項等施策活用に向けた取組」

今野不動産の本田様から、東日本大震災後の生活再建支援の経験を踏まえ、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居する際の課題と、その解決に向けた取組について講演がありました。大家が抱える、居室内での孤独死やその後の残置物処理等への不安に対し、「人の死の告知に関するガイドライン」や住宅セーフティネット法改正を踏まえた見守り体制、死後事務委任、残置物処理モデル契約条項の実装状況が紹介されました。住宅確保要配慮者が抱える課題に対し、仕組みの活用、自身の経験を踏まえて具体的な方策を共有いただき、課題解決のヒントになるお話だと思いました。

２．講演　「「住宅セーフティネット制度」を活用し、地域の居住支援体制を整備する～住宅と福祉の連携がなぜ必要なのか？～」

Part1　日向市居住支援協議会設立経緯



国土交通省の西澤様（前 日向市）から、住宅セーフティネット制度の考え方と、日向市居住支援協議会設立の経緯について、公営住宅の老朽化や入居者の高齢化、福祉的課題の複雑化といった背景を踏まえた講演をしていただきました。日向市では、住宅・福祉部局の対話を重ねることで居住支援協議会を設立し、多様な関係者が集う「つながりの場」として機能させていることが紹介されました。

Part2　協議会で受けた相談対応事例と取組



日向市居住支援協議会の岡村様から、設立後の相談状況と具体的な支援事例について講演いただきました。近年は矯正施設出所者からの相談も増加していることが紹介されました。高齢者や母子世帯の事例では、ケース会議や関係機関との情報共有を通じ、公営住宅や民間賃貸住宅への入居に至った具体的な事例を紹介いただきました。

参加者からは、「協議会設立後の活動内容が参考になった」、「事例のお話を聞き、現場での対応の難しさを再確認でき、対応プロセスが参考になった」、「うまくいかなかった事例のお話もあり大変参考になった」という声がありました。

ご講演いただいた皆様をはじめ、ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。３月にスタートさせた居住支援に係る「ポイント勉強会」についてもご参加・ご視聴よろしくお願いします。（担当者 G）